監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名　アシストワン協同組合

第１　目的

この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第２　求人

1　本事業所は、当組合が監理団体の許可を受け、技能実習計画の認定対象となる職種及び作業の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

2　求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。

直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3　求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項を、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

4　求人受付に際して、職業紹介費は徴収しません。

第 3　求職

1　本事業所は、当組合が監理団体の許可を受け、技能実習計画の認定対象となる職種及び作業の技能実習に関するものに限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2　求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票によりお申込みください。

郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

第 4　技能実習に関する職業紹介

1　団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう、極力お世話いたします。

2　団体監理型実習実施者等の方には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。

3　技能実習に関する職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。

その紹介状を持参して、団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介を行います。

6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、団体監理型実習実施者等に技能実習に関する職業紹介をいたしません。

7 雇用関係が成立した場合においても、職業紹介費は徴収しません。

第 5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等について、監理責任者の指揮の下、主務省令で定める方法により、3 か月に 1 回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

2 第 1 号団体監理型技能実習生に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1 か月に 1 回以上の頻度で団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地により確認し、団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上、当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。

4 第 1 号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

5　技能実習計画の作成指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、関係法令に規定する観点から指導を行います。

6　技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

7　団体監理型技能実習生との間で、認定計画と反する内容の取決めをしません。

8　実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。

9　本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本規程及び別表の監理費表を、当組合のホームページにおいて、誰でも閲覧できる状態で公表します。

10　技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する場合に、技能実習を継続することができるよう、他の監理団体等との連絡調整を行います。

11　上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第 6　監理責任者

1　本事業所の監理責任者は、中西美紀です。

2　監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。

(1)団体監理型技能実習生の受入れの準備

(2)団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

(3)団体監理型技能実習生の保護

(4)団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理

(5)団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること

(6)国及び地方公共団体の機関、外国人技能実習機構その他関係機関との連絡調整

第７　監理費の徴収

1　監理費は、団体監理型実習実施者等へ、あらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2　職業紹介費は徴収しません。

3　監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用として、施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限るものとし、その額を超えない額とします。

4　監理費（監査指導費）は、入国後、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降、一定期間ごとに、当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用として、団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限るものとし、その額を超えない額とします。

5　監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用として、外国の送出機関へ支払う管理費、連絡調整費その他の実費に限るものとし、その額を超えない額とします。

6　技能実習生本人又は技能実習生になろうとする者から、監理費を徴収しません。

第 8　その他

1　本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

2　雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。

また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも、同様に報告してください。

3　本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報を、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4　本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切いたしません。

5　本事業所の取扱職種の範囲等は、当組合が監理団体の許可を受け、技能実習計画の認定対象となる職種及び作業とします。

6　本事業所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、すべて技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

附則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行します。

令和 8 年 7 月 1 日制定

アシストワン協同組合

代表者　野田祐貴
監理責任者　中西美紀
所在地　福岡県大牟田市本町 2 丁目 1 番 2 号
電話番号　0944-31-4300